

昭和十八年法律第八十八号

昭和十八年法律第八十八号（陪審法ノ停止

ニ関スル法律）

陪審法ハ其ノ施行ヲ停止ス

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法ハ本法施行前陪審手續ニ依ル公判期日ノ
定リタル事件ニ関シテハ之ヲ適用セズ本法施行
前其ノ裁判ノ確定シタル事件ニ関スル陪審法第
四章又ハ第五章ノ規定ノ適用ニ付亦同ジ
陪審法ハ今次ノ戦争終了後再施行スルモノト
シ其ノ期日ハ各条ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム
前項ニ規定スルモノノ外陪審法ノ再施行ニ付
必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則 （昭和二十二年三月二三日勅令第一

六一号）

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス